

議決権に関する行使基準（国内 REIT）

1. 行使基準策定の目的

国内 REIT への投資において、受益者の利益を安定かつ継続的に高めていくためには、資産運用会社が投資法人の投資主利益の最大化を尊重した経営を行い、投資法人の執行役員・監督役員が資産運用会社を適切にモニタリングすることで重要です。そのためには、投資法人におけるコーポレートガバナンスが十分に機能すること、資産運用会社へのモニタリングが十分に機能することが不可欠です。

議決権の行使基準を示し、それに則って行使を行うことで、投資法人のコーポレートガバナンス改善を促進、資産運用会社へのモニタリングの改善を促し、長期的な投資主利益の最大化を目指します。

2. 対話・エンゲージメントとの関係

議決権行使においては、対話・エンゲージメントの内容・結果をベースに長期投資家として投資法人のガバナンス体制等に対する評価、意思表示として賛否を判断します。

その場合、議決権行使基準とは異なる判断となる、または同基準だけでは明確に判断できない議案に関しては、責任投資会議にて審議を行い、適切に賛否を判断します。

3. 行使基準

(1) 執行役員・補欠執行役員に関する事項

- ・対象執行役員・補欠執行役員の経歴・資質等の妥当性を審議し賛否を判断します。
- ・資産運用会社の役職員と兼務している場合は原則反対します。

(2) 監督役員・補欠監督役員に関する事項

- ・対象監督役員・補欠監督役員の経歴・資質等の妥当性を審議し賛否を判断します。

(3) 資産運用会社との資産運用委託契約に関する事項

- ・資産運用会社と締結する資産運用委託契約等の妥当性を審議し賛否を判断します。

■ 主な行使基準

- ・資産運用委託契約の変更等については原則投資法人提案に賛成します。
- ・但し、資産運用会社の変更等投資主価値に影響を与えると考えられる事項については、議案内容を十分に検討し、賛否を判断します。

(4) 会計監査人の選任に関する事項

- ・会計監査人の選任議案については原則賛成します。但し、会計監査人の変更理由に疑義があると判断した場合は反対します。

(5) その他事項

- ・提案内容について妥当性があるか、対象議案についての説明が十分であるか等、投資主価値への影響を審議して賛否を判断します。

【合併】

■ 主な行使基準

- ・合併については、原則投資法人提案に賛成します。
- ・但し、明らかに投資主価値を毀損する場合は肯定的な判断は行いません。
- ・また、合併の割合については、中立的な第三者による算定根拠の呈示を求めます。

【規約変更】

■ 主な行使基準

- ・規約変更は原則投資法人提案に賛成します。
- ・但し、以下の規約変更については変更事由の妥当性を十分に検討したうえで、投資主価値への影響を考慮して判断します。
 - 発行可能投資口総口数の変更
 - 借入限度額および投資法人債発行限度額の変更
 - 資産評価方法の変更
 - 投資主総会定足数の変更
 - 会計監査人の責任限定契約
 - 減価償却方法等、重要な会計方針の変更
 - 金銭の分配の方針の変更

(6) 投資主提案に関する事項

- ・投資主提案については、投資主価値向上に資するものか十分に検討し、賛否を判断します。

(7) 反社会的行為に関する事項

- ・法令違反行為、行政処分が科された行為、公序良俗に反する行為、環境問題への不適切な対応等、社会的責任の観点から問題となる行為をなした投資法人を「反社会的行為を行った投資法人」として選定し、ガバナンス強化を考慮した賛否判断を行います。

■ 主な行使基準

- ・明らかに投資主価値毀損に繋がると判断される場合、責任を取るべき執行役員・監督役員の再任に肯定的な判断は行いません。

以上